

臼杵市医師会立コスモス病院 看護師 奨学資金貸与規程

第1条（趣旨）

この規程は、看護師の充実強化を図るため、学校又は養成所(以下「養成施設」という。)を卒業後、臼杵市医師会立コスモス病院(以下「コスモス病院」という。)において、看護師の業務(以下「業務」という。)に従事する者に対し、奨学資金を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

第2条（貸与の資格）

奨学資金の貸与を受けることのできる者は、次の各号に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- 1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号、以下「法」という。)の規定に基づき文部科学大臣、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した養成施設に修学することが決定している者又は修学している者であること。
- 2) 法の規定による免許(以下「免許」という。)を受けた後、すぐにコスモス病院において業務に従事する意思を有すること。
- 3) 返還免除規定のある同種の貸与金を他の医療機関から借りておらず、又借り受ける予定のない者。

第3条（貸与の額）

奨学資金の貸与の額は、次の各号のとおりとする。

- 1) 月額 100,000 円コース(以下「10万円コース」という。)
 - 2) 月額 50,000 円コース(以下「5万円コース」という。)
- 2 5万円コースの奨学生には、入学準備金として 200,000 円を貸与開始時に支給する。

第4条（貸与期間）

奨学資金の貸与の期間は、新たに養成施設に修学する者で修学前に奨学金の貸与の決定を受けた者にあっては、修学した月から在学する正規の修学年限の終期まで、在学中の者にあっては、奨学金の貸与が決定した月の翌月から在学する正規の修学年限の終期までとする。

第5条（利息）

奨学資金には、利息を付けない。

第6条 (貸与の申請)

奨学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、看護師等奨学資金貸与申請書(様式第1号)に健康診断書及び在学証明書又は合格通知書の写しを所定の期日までにコスモス病院長(以下「管理者」)に提出しなければならない。

第7条 (保証人)

- 申請者は2名の保証人を立て申請者にその連署を得なければならない。
- 2 前項の保証人は奨学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負うものとする。
 - 3 第1項の保証人のうち、原則として1名は父、母、兄弟姉妹又は同居の親族とし、他の1名は別世帯の独立の生計を営む者でなければならない。

第8条 (貸与の決定等)

管理者は第6条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは奨学資金の貸与を決定するものとする。

- 2 前項により決定したときは、看護師等奨学資金貸与決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 3 前項により奨学資金の貸与の決定通知を受けた者(以下「奨学生」という。)は、保証人が連署した誓約書(様式第3号)を前項の通知を受けた日から10日以内に管理者に提出しなければならない。

第9条 (貸与の決定等)

奨学資金は、年4期に分け、4月、7月、10月及び1月において、それぞれ当該月分までの奨学資金を口座振込により貸与するものとする。

第10条 (奨学生の休止)

奨学生が休学又は停学の処分を受けたとき、および病院が定めた就業規則を遵守出来なくなつた場合、その事実の生じた日の属する月の翌月から奨学資金の貸与は休止する。

第11条 (決定の取消)

奨学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、第8条第1項の規定による決定を取り消すものとする。

- 1) 退学したとき。
- 2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められたとき。
- 3) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められたとき。
- 4) その他奨学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められたとき。

第12条（返還）

奨学生が、次の各号の一に該当するに至ったときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸付を受けた期間に相当する期間(ただし第5号においては貸付を受けた期間からコスモス病院に勤務した期間を除いた期間)内に奨学資金を返還しなければならない。

- 1) 前条の規定による取消があつたとき。
- 2) 養成施設を卒業し、免許を受けなかつたとき。
- 3) 免許を受けた後、直ちにコスモス病院において業務に従事しなかつたとき。
- 4) コスモス病院が奨学生を雇用しなかつたとき。
- 5) コスモス病院において業務に従事した期間が貸与を受けた期間に満たないとき。

第13条（返還方法）

奨学金の返還方法は、一括払い又は月賦とする。ただし、繰上げ償還を妨げない。

- 2 奨学生は、前条の各号に該当する事由が生じた日から15日以内に看護師等奨学資金返還明細書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

第14条（返還債務の猶予）

管理者は、奨学生が次の各号のいずれかに該当し、その状況が継続する期間、奨学資金の返還を猶予することができる。

- 1) 第15条第1項第1号に規定する奨学資金の返還の免除の要件を充足する過程にあるとき。
- 2) 養成施設を卒業した後、他の養成施設に進学している場合で、かつ、当該養成施設を卒業後、直ちにコスモス病院における業務に従事する意思を有しているとき。
- 3) その他やむを得ない理由により、定められた期限までに返還できないと認められるとき。
- 2 前項により、返還債務の猶予を受けようとする者は、看護師等奨学資金返還猶予申請書(様式5号)に申請事由を証する書類を添えて管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者は、奨学資金の返還を猶予する旨の決定をしたときは、看護師等奨学資金返還猶予決定通知書(様式第6号)により前項の申請者に通知するものとする。

第15条（返還債務の免除）

奨学生が、次の各号の一に該当するに至ったときは当該各号に定める額の奨学資金の返還の債務を免除するものとする。

- 1) 10万円コースの奨学生が、免許取得後ただちにコスモス病院において、奨学金の貸与期間の倍の期間(疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかつた期間を除く)業務に従事したとき全額。
 - 2) 5万円コースの奨学生が、免許取得後ただちにコスモス病院において、貸与を受けた月数と同じ期間(疾病、負傷その他やむを得ない事由により業務に従事できなかつた期間を除く)業務に従事したとき 全額
 - 3) コスモス病院において業務に従事した期間が貸与の期間に満たないとき50,000円にその業務に従事した月数を乗じて得た額。
 - 4) 死亡又は重度心身障害により奨学資金を返還することができなくなったとき全額又は一部
-
- 2 前項により、奨学資金の返還の免除を受けようとする者は看護師等奨学資金返還免除申請書(様式7号)を管理者に提出しなければならない。
 - 3 管理者は、奨学資金の返還を免除する旨の決定をしたときは看護師等奨学資金返還免除決定通知書(様式第8号)により前項の申請者に通知するものとする。

第16条（延滞利息）

奨学生は、正当な理由がなく奨学資金を返還すべき期日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ返還すべき額について年利7.3%の延滞利息を支払わなければならない。

ただし、管理者がやむを得ない理由があると認める場合はこの限りでない。

第17条（学業成績証明書等の提出）

奨学生は、毎年4月15日までに、前学年末における当該養成施設の学業成績証明書を管理者に提出しなければならない。

第18条（辞退届の提出）

奨学生は休学、停学もしくは退学したとき又は奨学資金の貸与を辞退するときは、速やかに看護師等奨学資金辞退届(様式第9号)により管理者に届出なければならない。

第19条(異動の届出)

奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直に届出事項変更届(様式第10号)を管理者に提出しなければならない。

- 1) 氏名、住所又は連絡先を変更したとき
- 2) 振込口座を変更したとき
- 3) 休学したのち復学したとき
- 4) 停学の処分を受け当該処分が解かれたとき
- 5) その他管理者が特に必要があると認めたとき

附則

この規程は、平成24年6月から施行する。

平成29年9月12日 改訂

(第15条の返済債務の免除を変更)

令和7年12月1日 改訂

(第2条に一部文言追加、第3条に5万円コースおよび入学準備金を追加、
第15条に返済免除要件を追加 5万円コースの新設)

《様式》

- 1.看護師等奨学資金貸与申請書
- 2.看護師等奨学資金貸与決定通知書
- 3.誓約書
- 4.看護師等奨学資金返還明細書
- 5.看護師等奨学資金返還猶予申請書
- 6.看護師等奨学資金返還猶予決定通知書
- 7.看護師等奨学資金返還免除申請書
- 8.看護師等奨学資金返還免除決定通知書
- 9.看護師等奨学資金辞退届
- 10.届出事項変更届